

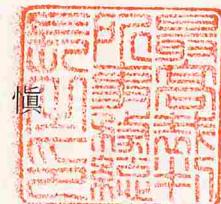
最高裁秘書第1117号

令和3年4月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和3年3月18日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

国際会議への出席に際して提出したカントリーレポート（令和元年度分。ただし、日本語及び英語に限る。）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1257号

令和3年4月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

国際会議への出席に際して提出したカントリーレポート（令和元年度分。ただし、日本語及び英語に限る。）

2 苦情の申出がされた日

令和3年3月22日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第4号

(2) 謝問日

令和3年4月21日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1258号

令和3年4月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諒問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年4月21日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、最高裁判所の令和2年度概算要求書11頁に「国際会議への出席に際しては、外国語の文献や資料を精査した上、我が国の現状、問題点、対応策などをまとめたカントリーレポート等の提出が求められる」と記載されていることからすれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

国際会議への出席に際して提出したカントリーレポート（令和元年度分。ただし、日本語及び英語に限る。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和3年3月18日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所は、本件申出内容を、「国際会議（平成31年4月1日から令和2年3月31日までに開催されたもの。開催場所は、日本国内・国外を問わない。）への出席に際して、日本の裁判所の概況説明を主たる目的として作成し、提出した文書（ただし、日本語及び英語に限る。）」と整理し、最高裁判所内において、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

(2) なお、苦情申出人は、最高裁判所の令和2年度概算要求書（説明資料Ⅰ）1頁の記載を根拠に1記載の文書が存在する旨主張する。

しかし、当該記載は、翌年度の翻訳料の予算要求に当たり、国際会議によつては出席する際にカントリーレポートの提出を求められることがあることから、そのような場合を例として挙げたものであり、必ずしもすべての国際会議において、カントリーレポートの提出が求められるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。